

高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(2021～2023年度)(案)

※技術基準作成基本方針では、3ヶ年計画を作成することとなっているが、技術基準の見直し自体は5年ごととなっていることから、5年分の計画を示している。

		FY 2021	FY 2022	FY 2023	FY 2024	FY 2025	法律、省令、 告示の 根拠、指定	技術基準見直し概要	
保安検査基準、定期自主検査指針 関係									
1	KHKS 0850-1(2017) 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))						2017.10.20 改正	保安検査 告示	<p>【2017 改正概要】 主な改正は以下のとおり。 (1) 『KHKS 0850-1(2011)保安検査基準等 高圧ガス保安協会が改正した7規格に関する評価書』の指摘事項への対応 (2) 見直し対象の保安検査基準、定期自主検査指針に関する意見募集の結果を踏まえた修正 (3) その他法令改正、他団体規格改正に伴う修正</p> <p>保安検査基準(KHKS 0850-1,2,3,5,6(2017))は、2018(平成30)年4月30日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。</p> <p>【今後の予定】 定期見直しにあわせて、前回改正以降の規則改正対応等を実施する。 また、「KHK Interpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集」は、発行時点の年版の保安検査基準及び定期自主検査指針に対して出されたままとなっているため、既出の質疑応答の整理、保安検査基準及び定期自主検査指針本文への取込みの検討を今後実施することとしたい。</p>
2	KHKS 1850-1(2017) 定期自主検査指針(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))						2017.10.20 改正	—	
3	KHKS 0850-2(2017) 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))						2017.10.20 改正	保安検査 告示	
4	KHKS 1850-2(2017) 定期自主検査指針(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))						2017.10.20 改正	—	
5	KHKS 0850-3(2017) 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))						2017.10.20 改正	保安検査 告示	
6	KHKS 1850-3(2017) 定期自主検査指針(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))						2017.10.20 改正	—	
7	KHKS 0850-5(2017) 保安検査基準(天然ガススタンド関係)						2017.10.20 改正	保安検査 告示	
8	KHKS 1850-5(2017) 定期自主検査指針(天然ガススタンド関係)						2017.10.20 改正	—	
9	KHKS 0850-6(2017) 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)						2017.10.20 改正	保安検査 告示	
10	KHKS 1850-6(2017) 定期自主検査指針(液化石油ガススタンド関係)						2017.10.20 改正	—	
11	KHKS 0850-7(2018) 保安検査基準(LNG受入基地関係)						2018.1.31 制定	保安検査 告示	<p>【2018 制定概要】 2017(平成29)年4月1日施行のガス事業法の改正に伴い、高圧ガスLNG協会(KLK)の会員会社7社のうち6社のLNG受入基地が高圧ガス保安法からガス事業法に移管することとなった。これにより、KLKは解散する方針が決定された。これにより、KHKとKLKの共同規格(KHK/KLK S)を廃止することとなったが、今後も当該規格の適用を受ける事業所があることから共同規格(KHK/KLK S)と同内容の高圧ガス保安協会規格(KHKS)を制定した。</p> <p>KHKS 0850-7(2018)は、2018(平成30)年4月30日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。また、同日KHK/KLK Sを廃止した。</p> <p>【今後の予定】 上記のKHKS 0850-1～6、KHKS 1850-1～6と同じ。</p>
12	KHKS 1850-7(2018) 定期自主検査指針(LNG受入基地関係)						2018.1.31 制定	—	
13	KHK/JOGMEC S 0850-8(2018) 保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)						2018.11.6 改正	保安検査 告示	<p>【2018 改正概要】 主な改正点は以下のとおり。 (1) 前年に改正された KHS 0850-3(2017) との共通部分について整合。 (2) 非破壊検査において、同一配管系内を一部取り替える場合の開放検査周期の整理、見直し (3) 完成検査の検査項目との整合(液面計、界面系)</p> <p>保安検査基準(KHK/JOGMEC S 0850-8(2018))は、2019(平成31)年1月11日施行の保安検査の方法を定める告示の改正により、告示の指定を受けた。</p>
14	KHK/JOGMEC S 1850-8(2018) 定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)						2018.11.6 改正	—	
15	KHK/JOGMEC TD 5800(2018) 液化石油ガス岩盤備蓄関係 技術文書						2018.11.6 改正	—	<p>【2018 改正概要】 保安検査基準、定期自主検査指針の改正に併せて、改正。 (本技術文書は岩盤貯槽に特有な項目における概要、検査に対する考え方等について解説したものである。)</p>
16	KHK/JPEC S 0850-9(2018) 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)						2018.11.6 制定	保安検査 告示	
17	KHK/JPEC S 1850-9(2019) 定期自主検査指針(圧縮水素スタンド関係)						2019.6.10 制定	—	<p>【2019 制定概要】 保安検査基準(KHK/JPEC S 0850-9(2018))に定めた事項の他、肉厚測定以外の非破壊検査について、先進的な検査技術の検討等を行い、検査方法を採用するよう努めることの明記など追加している。</p>

		FY 2021	FY 2022	FY 2023	FY 2024	FY 2025		法律、省令、告示の根拠、指定	技術基準見直し概要
18	KHK/JIMGA S 0850-* 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係)(仮題)							—	【検討状況】 2016(平成28)年6月21日に一般社団法人日本産業・医療ガス協会(JIMGA)から共同規格化の申し入れを受け、コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会を設置し、コールド・エバポレータに係る保安検査基準及び定期自主検査指針の原案の検討中。関係法令上のコールド・エバポレータの定義、範囲等が明確にならない限り、議論の継続は困難であると判断し、現在は活動を停止している。 なお、当協会が受託した、経済産業省の委託事業(令和元年度高圧ガス保安対策事業(高圧ガス保安技術基準作成・運用検討))において、コールド・エバポレータの定義、範囲等を明確にするための関係法令改正試案をとりまとめたところ。関係法令が2021(令和3)年3月29日に改正されたところであるが、追加での改正が見込まれる模様。整備され次第、制定に向けて検討を再開する。
19	KHK/JIMGA S 1850-* 定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係)(仮題)							—	【これまでの経緯】 2005(平成17)年9月に「保安検査基準2005年版(KHKS 0850 シリーズ)定期自主検査指針2005年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」として発刊し、2008(平成20)年7月には追加の「Q&A」及び「FAQ」を協会Webサイトにて公開した。また、2012(平成24)年11月には「保安検査基準2011年版(KHKS 0850シリーズ)定期自主検査指針2011年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」を協会Webサイトにて公開した。 さらに、2020年から2021年にかけて、保安検査を含む各種検査において新技術を活用することを明確化するための通達等の改正が国において行われたため、それにあわせ、「目視検査へのドローン活用」、「新技術の活用が可能であることの明確化」についての質疑応答を制定、公表した。 【今後の予定】 既出の質疑応答は、発行時点の年版の保安検査基準及び定期自主検査指針に対して出されたままとなっているため、既出の質疑応答の整理、保安検査基準及び定期自主検査指針本文への取込みの検討を今後実施することとしたい。
危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(特定の事業所用)									
1	KHKS 1800-1(2020) 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針						2020.7.22 改正	—	特定の事業所用の適用範囲:処理能力100万m3(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては200万m3)以上の第一種製造者
2	KHKS 1801-1(2016) 第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針						2016.6.30 改正	法第27条 第6項	【2020 危害予防規程の指針(1800-1) 改正概要】 2018年(平成30)年11月14日に関係法令が改正されたことから、改正、確認を前倒し、改正した。 法令改正の内容は、危害予防規程に定める事項が追加され(KHKS 1800-1 に該当する事項)、また、新たに津波防災地域づくりに関する法律に規定される津波浸水想定区域内の事業所が定める事項が追加された。 これら新たに規定された事項へ対応するとともに、保安教育計画を除く、KHKS 1800-1、1802-1、1803-1、1804-1をKHKS 1800-1に一本化した。
3	KHKS 1802-1(2010(2016確認)) 第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の指針						2010.6.30 制定 2016.6.30 確認	—	【今後の予定】 上記危害予防規程の指針(1800-1)に取り込まれた規格(1802-1、1803-1、1804-1)については廃止手続きをする予定。 保安教育計画の指針(KHKS 1801-1)は、定期見直しを実施する。
4	KHKS 1803-1(2016) 第一種製造者 特定の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針						2016.6.30 改正	—	
5	KHKS 1804-1(2010(2016確認)) 第一種製造者 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針						2010.6.30 制定 2016.6.30 確認	—	
一般の事業所用の適用範囲:処理能力100万m3(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては200万m3)未満の第一種製造者									
1	KHKS 1800-2(2020) 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針						2016.6.30 改正	—	【2020 危害予防規程の指針(1800-1) 改正概要】 上記の特定の事業所用と同じ。
2	KHKS 1801-2(2016) 第一種製造者 一般の事業所用 保安教育計画の指針						2016.6.30 改正	法第27条 第6項	【今後の予定】 上記の特定の事業所用と同じ。
3	KHKS 1802-2(2010(2016確認)) 第一種製造者 一般の事業所用 地震防災規程の指針						2010.6.30 制定 2016.6.30 確認	—	
4	KHKS 1803-2(2016) 第一種製造者 一般の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針						2016.6.30 改正	—	
5	KHKS 1804-2(2010(2016確認)) 第一種製造者 一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針						2010.6.30 制定 2016.6.30 確認	—	
保安教育の指針(第二種製造者等)									
1	KHKS 1801-3(2016) 第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針						2016.6.30 改正	法第27条 第6項	【2016 改正概要】 関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなかったため、軽微な修正(語句、誤字等)を実施した。 【今後の予定】 定期見直しを実施する。

		FY 2021	FY 2022	FY 2023	FY 2024	FY 2025	法律、省令、 告示の 根拠、指定	技術基準見直し概要
個別基準								
1	KHKS 0501(2014) LPガスバルク供給基準(工業用等)						2014.5.12 改正	<p>【2014 改正概要】</p> <p>1. 保安責任者の選任要件を基本通達に合わせた要件に訂正した。</p> <p>2. 貯蔵施設日常点検記録表に関して、『使用開始時』及び『使用終了時』の点検結果が記入出来る様に訂正した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>規格中で使用される用語の法令との整合、移動式製造設備の定期点検については、「LPガスタンクローリ事故防止委員会」のLPガスタンクローリ査点検を活用すること等を反映した改正案を検討中。</p>
2	KHKS 0801(2016) 高圧ガスの配管に関する基準						2016.12.13 改正	<p>【2016 改正概要】</p> <p>ASME-B31.3に準拠したJPI-7S-77-2010が発行されたことから、定期見直しに合わせ、JIS規格、JPI規格等既存の技術基準との整合を図った改正案を作成し、大臣認定試験者協議会に見直しを依頼した結果を反映した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>定期見直しを実施する。</p>
3	KHKS 0803(2014) 可とう管に関する検査基準						2014.5.12 改正	<p>【2014 改正概要】</p> <p>関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなかったため、軽微な修正(誤字等)を実施した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>可とう管として扱われるものの範囲、およびその使用方法につき、検討課題が指摘された。規格の二分化を含めた改正案を現在検討中。</p>
4	KHK/JAIMA S 0901(2018) 超臨界流体抽出/クロマトグラフィシステムに関する基準						2018.7.20 制定	<p>【2018 制定概要】</p> <p>2016年6月8日に一般社団法人日本分析機器工業会(JAIMA)から共同規格化の申し入れを受け、超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会で、規格の原案を作成し、制定された。</p>
5	KHK TD 5810(2020) 高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン							<p>【2020制定概要】</p> <p>KHKは、平成26年度及び平成27年度の経済産業省委託事業を受託し、リスクアセスメント・ガイドラインを作成した。本ガイドラインは、非正常時のリスクアセスメントを実施する際の参考文献として有用であることから、今後KHKS化を図ることを念頭に、まずは技術文書(KHKTD)として制定するための検討を行った。</p> <p>リスクアセスメント基準検討分科会を設置し、文書構成等の見直しを行い、またタイトルを左記のとおりすることとし原案を作成。その後制定された。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>作成の背景により「非正常」状態及びその解析手法に特化した内容となっていることから、今後は「定常」状態及び他の解析手法も含めた内容の充実化を図り、KHKSとして制定するための整理、原案作成を実施する。</p>
その他								
1	ASME Delegate への参加						-	ASME DelegateとしてKHKが参画しているASME供用中規格委員会(Post Construction Standards Committee)及び関連の最近の動向について紹介する。